ADRで和解しました

浪江町における和解事例のご紹介

ADRセンターを利用して、**賠償額が増えた**事例や
支出した費用が賠償された事例を集めました



東電から**すでに賠償を受けていても**
追加で賠償を受けられる可能性があります！

文部科学省　原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）

浪江町の皆さんへ

例えば、このようなご事情はありませんか？

長年 浪江町に住み
地域との結びつきが強い



家族が離れ離れになり
二重生活となった



避難により
職を失った



乳幼児の世話をしながら
避難生活を送った



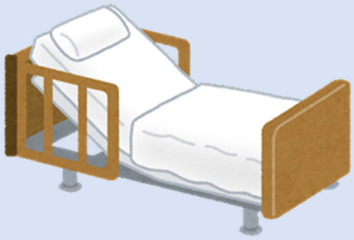
自家消費していた
野菜や米を作れなくなり
生活費が増加した



持病や障害を
抱えながら避難した



避難により
健康状態が悪化した



避難により**農機具が管理できず使用不能**となった



自宅の除染作業を行った



墓石の修理費用や移転費用がかかった



避難時に持ち出せなかった
高額家財（ピアノ・ひな壇・着物等）があった







次頁以降で、浪江町の和解事例のポイントを紹介しています

- 紹介した和解事例について、詳しい内容を知りたい場合は、各事例の紹介ページの「ポイント解説」の横に和解契約書のQRコードを掲載していますので、そちらからご参照ください。
- 和解事例は、あくまで申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用できる基準ではありませんが、ご自身の事例について検討するにあたっての参考となります。

「自分も該当するかも」と思った方は原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）への和解仲介の申立てをご検討下さい



事例１

令和５年１０月１２日成立
公表番号　２０１１

避難によって家族が離れ離れになった

事例概要　　和解金額合計　約９２６万円

- 浪江町から避難した申立人夫婦について、**原発事故後にそれぞれの勤務先の移転に伴って別離を強いられたことを考慮**して、**夫に対し、平成２３年３月から平成３０年３月まで月額３万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）**の賠償（計２５５万円）などが認められた。



ポイント解説

和解契約書

東京電力への直接請求では認められていない成人間の家族別離に対する慰謝料が認められた事例です。

事例２

令和５年４月２８日成立
公表番号　１９５９

乳幼児の世話をしながら避難生活を送った

事例概要　　和解金額合計　２３４万円

- 浪江町から避難した申立人夫婦の**日常生活阻害慰謝料（増額分）**として、**夫に持病があり、また、周囲の親族からの援助を受けづらい状況において、妻が乳幼児（原発事故時0歳であった長女）の世話を恒常的に行ったことを考慮**して**平成２３年３月から平成２９年３月まで**月額３万円（計２１９万円）が認められた。



和解契約書

ポイント解説

就学前のお子さんを連れて避難した場合、**その世話をした人は賠償額が増額**されます。

事例３

令和元年７月２３日成立
公表番号　１５６９

自家消費していた野菜や米を作れなくなり生活費が増加した

事例概要　　和解金額合計　７１万円

- 浪江町から避難した申立人について、**原発事故前は自家消費用の米、野菜を栽培していたこと等を考慮し、**直接請求手続で自家用野菜に係る賠償として支払われた２７万円とは別に、**平成２３年３月分から平成２９年１２月分**までの**生活費増加分**として５７万円が賠償された。





和解契約書

ポイント解説

原発事故後、**野菜や米等を購入することになり、生活費が増加**した場合、生活費増加費用の賠償が認められることがあります。

事例４

令和３年１月１９日成立
公表番号　１７４４

避難により職を失った

事例概要　　和解金額合計　約１１３８万円

- 浪江町から避難した申立人ら家族について、申立人のうち２名の**就労不能損害**として、以下の賠償が認められた。

① １名について、**直接請求手続で支払を受けた期間以降の平成２７年２月までの期間**の賠償（計 約３０９万円）が認められた。

② もう１名について、原発事故後も勤務を続け平成２７年１１月に退職したものの、**退職の理由が避難によって職場への通勤時間が片道３時間になるなどの勤務条件が悪化したことにより体調を崩したためという事情を踏まえ、退職時である平成２７年１１月から相当期間経過した平成２８年５月までの減収分**（ただし、平成２７年１２月以降は原発事故の影響割合を５割として算定）の賠償（計 約７１８万円）が認められた。

ポイント解説

和解契約書

避難等により**就労が困難な状況になった場合、その状況に応じて賠償**が受けられます。

事例５

令和３年６月２１日成立
公表番号　１７６８

自宅の除染作業を行った

事例概要　　和解金額合計　１３１万円

- 避難先から浪江町の自宅に帰還して生活していた申立人について、**国により実施された自宅及びその周辺の除染に未実施部分があって放射線量が高いままとなっており、再度の除染を自治体に依頼したが実施されなかった。**
- そのため、申立人が業者に依頼し、令和２年１０月頃に実施した**自宅敷地の舗装除染工事費用のうち、実施された除染工事の内容を踏まえ、その５割相当額**（１３１万円）が賠償された。



和解契約書

ポイント解説

自宅の除染作業を行った場合、**その内容に応じ、必要性、相当性が認められる範囲で賠償が認められることがあります。**

事例６

令和２年７月１３日成立
公表番号　１６９８

農機具の賠償方法等の見直し

事例概要　　和解金額合計　約２２６０万円

- 浪江町に居住していた申立人について、財物損害（農機具）について、東京電力の算定に基づいて直接請求において賠償されていたが、**賠償の対象となる農機具の範囲、取得価格、取得後原発事故までの経過年数、残価率等を見直して**、追加賠償された。

（和解金額 約２１６２万円
既払金控除後の金額 約１１７０万円）



和解契約書

ポイント解説

直接請求で賠償された農機具等の資産について、直接請求手続で採用された**賠償額の算定方法等をADRで見直し、賠償が認められる可能性**があります。

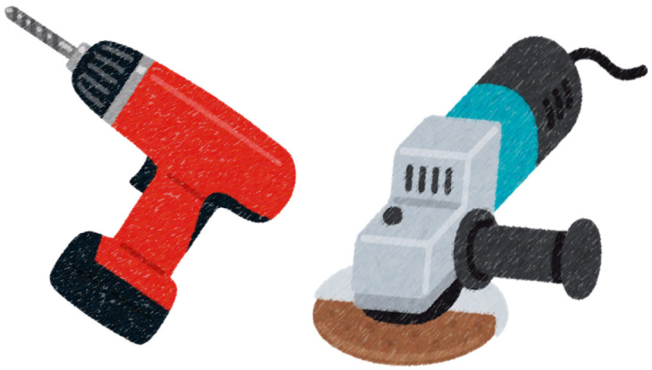
事例７

令和５年９月１５日成立
公表番号　２００２

損害があったことを示す資料が乏しい

事例概要　　和解金額合計　約２８２万円

- 浪江町から避難した申立人夫婦について、電気工事業を営んでいた夫についての**事業用動産に関する損害（避難の際に搬出することができなかった工具等の財物損害を申立人の陳述や写真等の資料から認定した）**が賠償された。（計１４０万円）



和解契約書

ポイント解説

直接請求では客観的に参考となる資料などが無いものに対しては、賠償が認められませんが、**ADRにおいて聞き取りを行い、損害の実態を把握し、損害分が賠償される場合があります。**

事例8

令和元年１２月１７日成立
公表番号　１６３８

避難でペットを喪失した

事例概要　　和解金額合計　約３２９万円

- 浪江町から避難した申立人について、**避難によりペットの猫を喪失したことについての慰謝料**１０万円の賠償などが認められた。



和解契約書

ポイント解説

原発事故による**避難生活を余儀なくされたことにより、死別することとなったペットがいる場合、精神的損害の賠償**を受けられる可能性があります。

事例９

令和６年１２月２３日成立
公表番号　２１３２

地元に長く住んで社会生活を築いていた

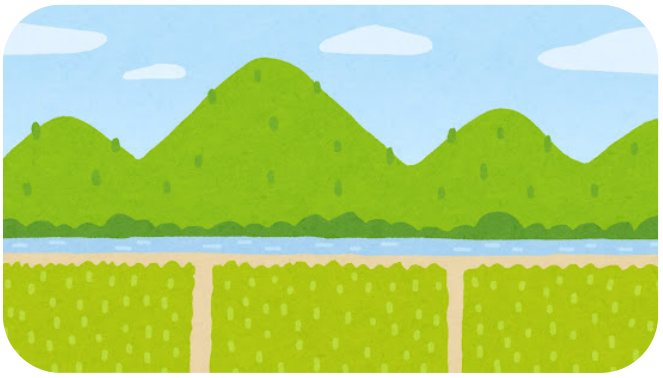
事例概要　　和解金額合計　約２０１万円

- 浪江町に居住していた申立人夫婦及び被相続人（申立人夫の母、相続人が申立）に関し、それぞれ以下の事情が考慮され、**生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）の増額分**として、以下の賠償が認められた。

① 被相続人（母）は、**事故時住所近隣で生まれ育ち、同区域での居住期間が８０年を超え、近隣の米農家と共同で農作業を行い農閑期には親睦旅行に出掛けたり、婦人会に参加したりするなどして地域社会等と相当程度の関わり合いがあったことを考慮し**、６０万円。

② 夫**（原発事故当時５９歳）は、事故時住所で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が約６０年にわたり、先祖代々引き継がれてきた農業に従事し、地元の消防団や、地域の芸能保存会で活動するなど地域社会等との関わり合いがあったことを考慮し**、２０万円。

③ 妻（**原発事故当時５８歳**）は、**結婚後事故時住所にて約３５年間居住していたこと、婦人会に参加したり自宅に近隣住民を頻繁に招いて接待したりするなどして地域社会等との関わり合いがあったことを考慮し**、２０万円。



和解契約書

ポイント解説

「生活基盤の変容」とは？

住居があった区域の元の**地域社会の機能が低下してしまい、故郷がかなり変質した状況**のことをいいます。

この事例では、避難者それぞれの居住の状況や地域社会等との関わり合いを考慮して、生活基盤変容慰謝料の増額が認められました。

事例１０

令和６年５月２９日成立
公表番号　２０７２

事故後間もない時期に出産し十分処置を受けることができないまま避難した

事例概要　　和解金額合計　約１９４６万円

- 浪江町に居住していた申立人ら（夫、妻及び原発事故後に出生した長女及び長男）に関し

① 夫、妻及び長女について、**原発事故当時出産のため入院していた妻が、帝王切開により長女を出産したところ、術後の処置を十分に受けることもできないまま避難を余儀なくされ、夫及び出生後間もない長女とともに複数箇所にわたって避難したこと等を考慮**して、**過酷避難慰謝料の増額分**として、妻及び長女に各３０万円、夫に１５万円の賠償を認めた。



② 子らについて、**生活基盤変容慰謝料に準じる精神的損害として、出生から平成２９年３月まで月額３万円の賠償**（長女につき２１９万円、長男につき９３万円）を認めたほか、**原発事故にごく近接した時期に出生した長女について精神的損害**（一時金３７万円）**の賠償**を認めた。

和解契約書

ポイント解説

「過酷避難慰謝料」とは？

着のみ着のまま取るものも取り敢えず避難したなど避難の状況が過酷であったことに対する慰謝料をいいます。

この事例では、事故後当初の時期における**避難の具体的状況を踏まえ、第五次追補の過酷避難慰謝料が増額**されました。

また、**原発事故よりも後に出生した子らに対し、それぞれ出生時から生活基盤変容慰謝料に準じる損害**が認められ、**事故後間もない時期に生まれた子については、さらに精神的損害の一時金**が認められました。

事例１１

令和６年６月１２日成立
公表番号　２０７８

平成３０年４月以降も避難して避難先家賃を支払っていた

事例概要　　和解金額合計　約１２５４万円

- 浪江町から川俣町に避難した申立人家族（父及び長男ら）について、父が、冬季の道路封鎖により**避難先から勤務先までの通勤が困難であったため、単身で仮設住宅に転居し、その後、平成３０年８月下旬、仮設住宅から同市内の復興住宅に転居し、同年９月分から復興住宅の賃料を支払うようになった**が、復興住宅に転居した当時、**勤務先を定年退職となるまで残り数年であり、再就職も難しかったため、とどまらざるを得なかったこと等を考慮**し、以下の賠償などが認められた。

① **避難費用**として

平成３０年９月分から令和３年１月分までの父が居住していた復興住宅の賃料と、**平成３０年４月から令和３年１月までの家族間交通費**（ただし、いずれも原発事故による影響割合を３割として算定した額）の賠償（計 約６６万円）

② **住居確保損害**として

平成３０年４月分から令和５年６月分までの家族が居住していた避難先の賃料等（ただし、福島県から支給された助成金を控除した額）の賠償　（計 約１５６万円）







和解契約書

ポイント解説

中間指針第五次追補は避難費用について、特段の事情がある場合を除き、平成３０年３月末までを賠償期間の目安としているところ、**避難を継続している具体的状況を踏まえ、平成３０年４月以降の家賃等の賠償が認められる場合があります。**

事例１２

令和２年７月１４日成立
公表番号　１６９９

避難して墓を移転した

事例概要　　和解金額合計　約３７９万円

- 浪江町から避難した申立人夫婦について、**同夫婦が同町内に有していた墓の移転費用について、墓石解体費用の全額及び避難先における墓石等建立費用の７割**（既払金１５０万円を除き、計 約１６８万円）が賠償された。



ポイント解説

和解契約書

避難により、お墓の管理ができず修理した場合や、お墓を移転した場合、賠償される場合があります

事例１３

令和６年７月１日成立
公表番号　２０８７

避難先からペットの預け先に頻繁に訪れていた

浪江町以外の事例から、注目すべき事例をご紹介します

事例概要　　和解金額合計　約３６万円

- 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたものの、ペットを自主的避難等対象区域（相馬市）の親族宅に預けて福島県外に避難した申立人妻について、**上記避難後も１年以上にわたって定期的に上記親族宅への一時立入り（１か月に２～３回、１回２～３泊程度の滞在）を続けていたこと等を考慮して、中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害（２０万円）**の賠償が認められるなどした。

和解契約書

ポイント解説

個別の避難状況等を踏まえ、第五次追補の自主的避難等に係る損害が認められました。

ADRセンターとは

概要や手続についてQ&A形式で御説明します



Q１　原子力損害賠償紛争解決センター(＊)とは、何ですか?
＊以下 「センター」といいます

A１　法律に基づき、平成２３年３月の東京電力福島第一・第二原子力発電所事故（以下 「本件事故」といいます）による原子力損害の賠償に関して、当事者間に紛争が生じた場合に、当事者からの申立てを受けて和解の仲介をする組織です。

Q2　センターの特徴は何ですか?

A2
- 申立ては無料（ただし、書類作成費用、郵送費用等は自己負担です）
- 弁護士を立てず、ご本人だけでも申立てできます。
- 公正・中立な第三者の仲介委員（弁護士）が東京電力との間に入って和解を仲介などです。

Q3　どのくらいで和解が成立しますか?

A3　標準的な申立てでは、申立てから平均約８.２か月で和解案が提示されています。

Q4　申立てをしたいのですが、どのようにすればよいですか?

A4　申立書に必要事項を記入のうえ、以下のいずれかの方法でご提出ください。＊各事務所所在地等は、裏表紙をご参照ください。

①東京事務所あてに郵送
②東京事務所や福島県内の最寄りの事務所・支所に持参

センターが自治体等と連携して実施する説明会場では、弁護士等の専門家から説明を受けながら申立書を作成できます。

Q5　申立書はどこで入手できますか？自分で作成できますか？

A5　該当する項目にチェックをつけるなどして完成する、簡易な申立書の様式を用意しています。

- センターの各事務所・支所の受付に備え付けてあります。
- センターのホームページからのダウンロードもできます。▶▶▶
- 申立書を送ってほしい、書き方がわからない等は、以下にご連絡ください。

センターフリーダイヤル　０１２０－３７７－１５５

Q6　東京電力に直接請求中です。センターに申立てできますか？

A6　申立てできます。

Q7　すでに東京電力に直接請求して賠償金を受け取っていますが金額に不満があります。センターに申立てできますか？

A7　申立てできます。

Q８　レシートなどの資料が手元に残っていないのですが、申立てできますか?

A8　申立てできます。
裏付けのための直接的な資料が残っていなくても、細かく事情をお聴きして補うこともできます。

Q９　今まで東京電力から何について賠償してもらっているのか、自分が何を請求できるのかわかりませんが、十分に賠償されていない気がします。申立てはできますか?

A9　申立てできます。
センターの手続きの中で、これまでの賠償状況の確認や、東京電力に提出した資料の取り寄せをして賠償が十分にされているか、漏れがないか確認することができます。

Q１０　以前センターを利用したことがあるのですが、また利用できますか?

A１０　はい。何回でも利用できます。

Q１１　事故から１０年以上過ぎています。まだ申立てできますか？

A１１　申立てできます。
現在も多くの申立てについて、和解が成立しています。
東京電力も、時効を理由に一律に賠償請求をお断りすることはせず、
消滅時効に関して柔軟な対応を行う旨公表しています。

Q１２　亡くなった親の分を請求したいのですが、できますか?

A１２　相続人の方が申し立てることができます。
申立書の書き方等については、フリーダイヤルにご連絡ください。

センターフリーダイヤル　０１２０－３７７－１５５

Q１３　東京電力は和解に応じるのですか？

A１３　これまで３万件以上の申立てがあり、終了した事案の約８割で和解が成立しています。

Q１４　申立後は、どのように手続きが進むのでしょうか?

A１４　次ページのような流れになります。

手続をわかりやすく説明した漫画冊子を用意していますのでご参照ください。



ADR（和解仲介）手続の主な流れ

1 申立書の作成

【入手方法】

窓口で受け取り



フリーダイヤルで郵送依頼



ホームページから入手



- 申立書の書き方は、センターの事務所・支所の窓口やフリーダイヤルにてご案内しています。

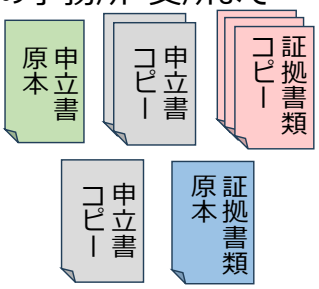
↓

2 申立書の提出

- センター東京事務所宛に郵送又は最寄りの事務所・支所までお持ち下さい。

【提出】
- ・申　立　書：原本１部＋コピー２部
- ・証拠書類：（あれば）　コピー３部

【お手元で保管（ご自身の控え）】
- ・申　立　書：コピー１部
- ・証拠書類：（あれば）原本



↓

3 申立ての受理

- 申立書に形式的な不備がないかを確認して受理します。（書類の追加をお願いすることがあります。）

↓ （１ヶ月から１ヶ月半程度）

4 指名通知等

- 担当する仲介委員・調査官の氏名・連絡先などを記載した通知書を送付します。

（仲介委員：話し合いの仲介者（弁護士）
調　査　官：仲介委員をサポート）

↓

5 和解の仲介（審理）

- 電話や書面などで申立人から事情をお伺いします。
- 東京電力の答弁書（東京電力の言い分）が通知書に前後して送付されます。
- 双方の意見を聞きながら、賠償が認められるか、賠償金がいくらになるのか等を検討していきます。
- 東京電力との間で争いのない金額については、一部和解案を提示し、早期の賠償金支払いを促します。



↓

6 和解案の提示

- 仲介委員が和解案を提示します。（審理の結果、和解の仲介が打ち切られることもあります。）

↓

7 和解成立

- 双方が和解案に合意すると、東京電力と和解契約を結びます。
- 全申立てのうち約8割が和解に至っています。

↓

8 賠償金の支払

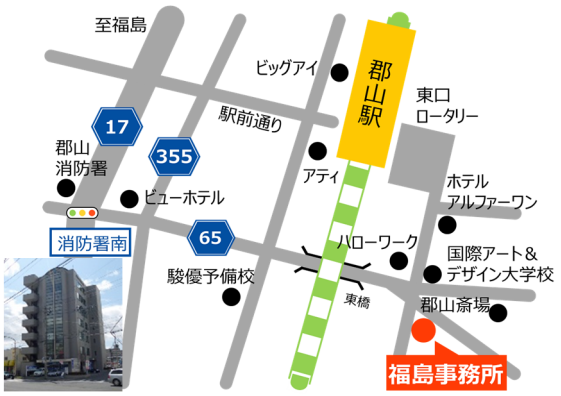
- 東京電力が和解契約書を受領した翌日から１４日以内に賠償金が振り込まれます。　＊年末年始等を除く

打切り・取下げ

- 申立人が途中で取り下げることも可能です。
- 再度の申立ても可能です。

ADRセンターの事務所・各支所が利用いただけます

福島事務所 開所日 月 火 水 木 金



福島県郡山市方八町1-2-10　郡中東口ビル2階
※入居者用ではなくテナント用エレベーターをご利用ください

県北支所 開所日 月 ~~火~~ 水 ~~木~~ 金



福島県福島市栄町6-6　福島セントラルビル３階
（旧 ユニックスビル3階）

会津支所 開所日 ~~月~~ 火 水 木 ~~金~~



福島県会津若松市追手町7-5
福島県会津若松合同庁舎新館 2階ミーティングルーム2

いわき支所 開所日 月 火 ~~水~~ 木 金



福島県いわき市平字小太郎町1-6
いわきセンタービル4階

相双支所 開所日 月 火 水 木 金



福島県南相馬市原町区本町2-1
南相馬市役所北庁舎2階

申立書を郵送する場合は
下記宛先までお願いします



〒105-0003
東京都港区西新橋1-5-13
８東洋海事ビル 9階
原子力損害賠償紛争解決センター
東京事務所
（又は ADRセンター東京事務所）

お問い合わせ先

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター

フリーダイヤル
0120-377-155
（受付時間　平日10:00～17:00）

ADR手続の主な流れ

ADRセンターホームページ

令和８年1月発行